

2025.07.01

災害リスク情報 <103 号>

南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しについて

【要旨】

2025 年 3 月 31 日に内閣府より南海トラフ巨大地震に関する新たな被害想定が公表されました。南海トラフにおいて、M8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は「80%程度」と言われており、大地震がいつ発生してもおかしくない状況です。本稿では、新たに算出された被害想定 of 把握ならびに企業の防災対策のポイントを解説します。

1. 背景

「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下「WG」と表記）は、南海トラフ巨大地震に関する被害想定や対策の検討をするため、2012 年に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された。2014 年には「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定され、「今後 10 年間で、南海トラフが発生した場合に想定される死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割減少¹⁾」という減災目標を定めていた。こうした目標を掲げてから 10 年を迎えたことを受けて、基本計画の見直しに向けた防災対策の進捗状況の確認や新たな防災対策の検討を目的として、2023 年に再度 WG が設置され、被害想定の見直しが進められてきた。

地震被害想定では、最終的には死傷者数や建物全壊棟数などの人的・物的被害量を定量的に示すことや定性的な被害様相を具体化することを目的とするが、そのプロセスには地震ハザード（地震動や津波、液状化等）評価が不可欠である。今般の被害想定見直しでは、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」（以下「モデル検討会」と表記）にて、これらのハザードも最新の工学的知見やデータに基づいて再評価されている。2025 年 3 月末に、新たな被害想定結果がモデル検討会より公表され、同日に WG より被害想定を踏まえて実施すべき対策等を取りまとめた報告書（以下「WG 報告書」²⁾と表記）が公表された。以降ではハザード評価の見直し、新たな被害想定、企業の防災対策の順に要点を解説する。

2. ハザード評価の見直し

前回評価（2012・2013 年報告）から、震源モデルのパラメータ（震源の位置、深さ、マグニチュードやすべり面の大きさ、角度など）には変更は見られないが、地震シナリオ自体の追加として、時間差をおいて発生する地震（南海トラフの東または西側半分で地震発生後、割れ残ったもう半分の領域でも地震が発生する事象）が新たに検討されている。

ハザードを評価するための計算手法や使用したデータに関する主な変更点には、「地盤構造モデルの高精度化」と「地形データや堤防データの更新」が挙げられる。特に前者は地震動評価へ影響し、後者は津波評価へ影響することから、それぞれのハザード算定結果の比較を通して、これらの変更点を確認する。

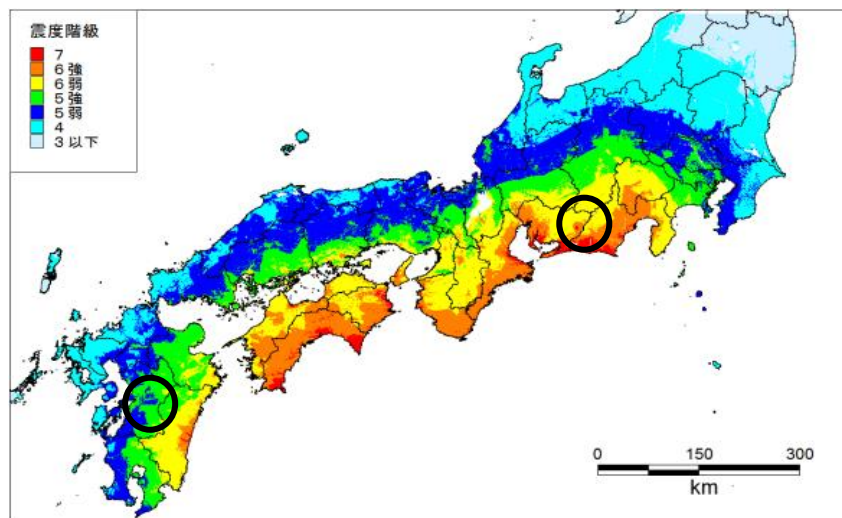
（1）地震動評価の見直し

地震動の評価に使用する地盤構造モデルは、浅部（地表に近い地盤）と深部（深い地盤）がそれぞれ

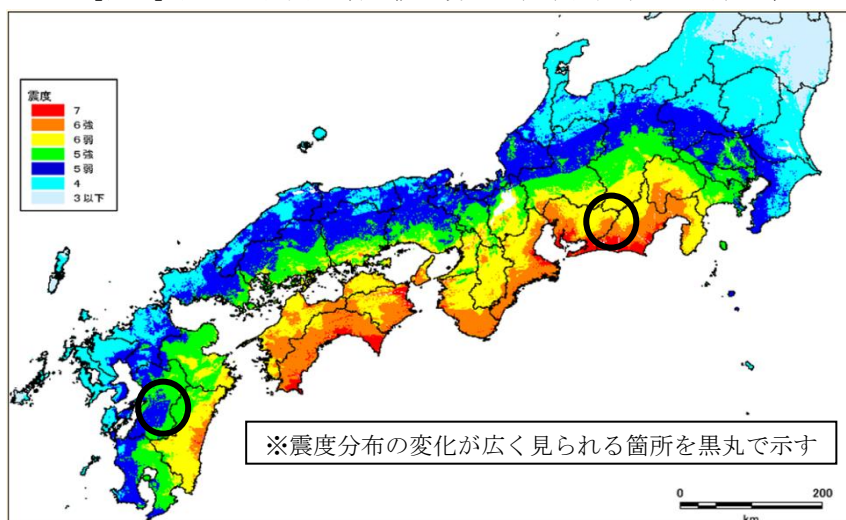
れモデル化されている。

浅部地盤には、前回評価にも使用された局所的なボーリングデータおよび、新たに整備された 250m メッシュ微地形区分データ（若松・松岡（2020））が使用されている。微地形区分データでは、ここ 10 年程度で新たに造成された埋立地の反映や地震に脆弱とされる旧河道に重きを置いた微地形区分判定が行われており、該当するメッシュでは揺れの大きさを過小評価しにくくなるよう見直されている。その他にも火山地形分布の変更や山麓地の追加、山地・丘陵の地質年代による分類の明確化など、山側のエリアにおいても大幅な見直しが行われている。

深部地盤には、前回評価以降に作成された防災科学技術研究所などの最新の地盤構造モデルを一部地域で採用している。地盤モデルでは、地震波が地盤内部を伝わる速度が場所や深さによって異なる特性を反映させることが重要となるが、前回評価以降に蓄積された各種物理探査結果や地震観測記録の分析結果を使用して、深部地盤の揺れの伝わり方の特性が更に実態に近づくよう、従来の深部地盤モデルに調整が加えられたものが使用されている。



【図 1】 前回の震度の最大値の分布（内閣府³⁾）に一部加筆



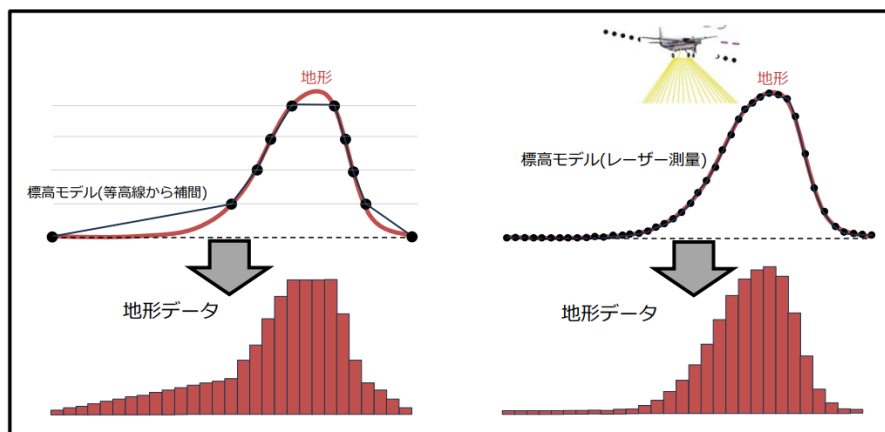
【図 2】 今回の震度の最大値の分布（内閣府⁴⁾）に一部加筆

図 1 は前回（2012・2013 年）、図 2 は今回（2025 年）の最大震度の分布図である。地盤構造モデルの高精度化によって、図内の黒丸印で示すように局所的に震度が大きくなった地域や小さくなった地域がみられるが、全体の傾向として大きな変化はない。震度 7 は静岡県から宮崎県までの主に沿岸域

で想定されていて、前回の 143 市町村から 6 地点増え 149 市町村となった。報告書には、各市町村の想定震度が記載されており、自宅や事業所がある市町村の震度を確認しておくことをお勧めする。また、図 1 および 2 での比較は、あくまでも広域的な視点であり、前述した微地形区分の変更に伴う局所的な変化が確認できないことから、特に沿岸部の埋立地や大きな河川によって形成された扇状地・平野部などでは、揺れの想定の見直しが望まれる。

（２）津波評価の見直し

津波の評価においては、陸域の浸水計算に使用される地形データが大幅に見直されている。前回評価では、等高線から補間された標高モデルを基に地形データが作成されていたが、今回の評価では、前回評価以降に各都道府県が実施した津波浸水想定の際に使用された地形データが収集されており、航空レーザー測量による高精度数値標高モデルから作成されたものが多い。図 3 に地形データの更新イメージを示すが、航空レーザー測量による標高モデルから作成された地形データのほうが、実際の地形に近く、特に標高が低い土地が広域に広がる地域では、浸水範囲が大きく異なる可能性が示唆される。



【図 3】地形データの高精度化のイメージ（内閣府⁴⁾）

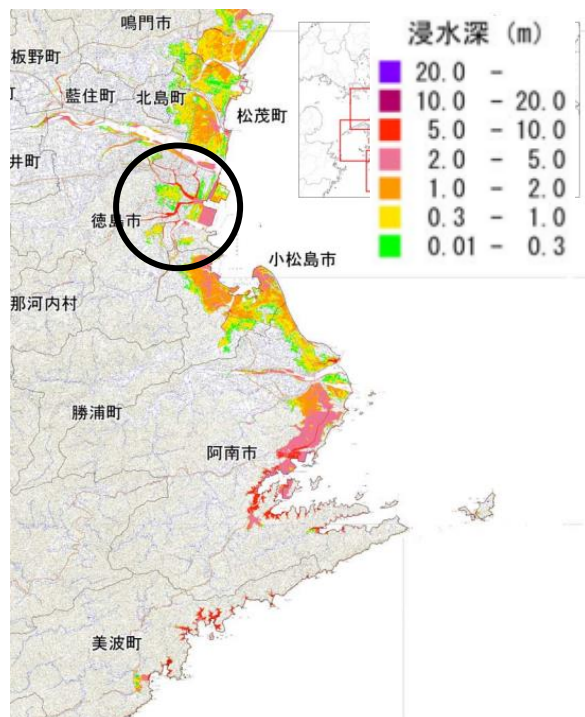
左：地形図の等高線による標高モデル（前回） 右：航空レーザー測量による標高モデル（今回）

また、津波到達時の防護機能を果たす沿岸部の堤防データも更新されており、今回考慮された堤防の総延長は前回よりも約 3 割増加した。これにより新たに堤防が加味された地域では、浸水域が狭くなることが期待されるが、検討会では堤防の破堤条件として越流破堤（津波が堤防を越流すると破堤する条件）を前提としていることから、沿岸部の津波高さが堤防高さを超えるような地域では、堤防による防災効果が計算結果には現れにくいとも考えられる。

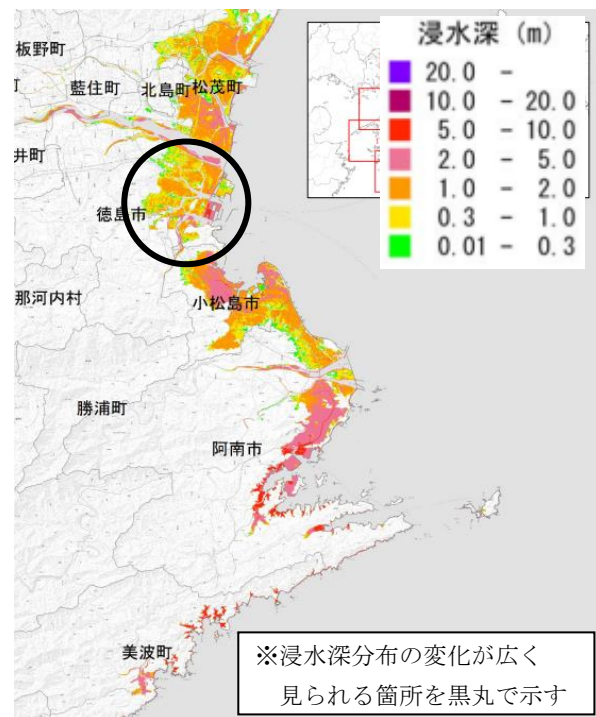
上記のデータ更新によって、津波による浸水想定範囲の面積は前回評価から約 3 割増加した。これには前述の地形データ更新の影響が大きいと考えられる。一例として、徳島県付近における津波浸水域を前回（図 4）と今回（図 5）で比較すると、特に図中に黒丸印で示した地域などでは浸水域が前回よりも広域となったことが読み取れ、沿岸部の低地帯に立地する事業者においては、今回の津波評価結果の再確認が不可欠である。

加えて、今回の津波評価では、沿岸における津波到達時間について、実際に沿岸部で観測される津波の高さと整合するように計測方法が精査されている。具体的には、津波到達を判別する海面水位上昇の考え方が「地震発生（地殻変動）直前の水位から一定程度上昇したとき」ではなく、「地震発生（地殻変動）直後の水位から一定程度上昇したとき」に変更されている（図 6）。これにより、特に地震直後の地殻変動で地盤が沈降した場所では、津波到達時間が前回評価よりも早まっていることに留意されたい。当該指標は地震発生後の津波避難を考慮する上で極めて重要な指標であり、今回の見直しで

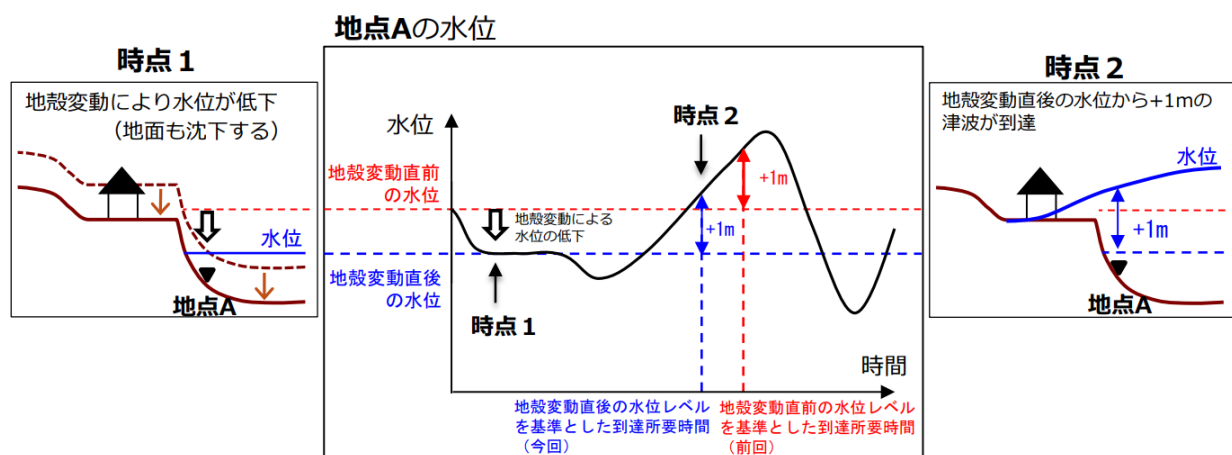
広範囲にわたって到達時間が早まっていることから、津波避難を計画している事業者には是非とも確認頂きたい内容である。



【図4】 前回の津波浸水深分布（内閣府⁵⁾）に一部加筆



【図5】 今回の津波浸水深分布（内閣府⁶⁾）に一部加筆



【図6】 沿岸における津波到達時間の計測方法の精査（内閣府⁷⁾）

3. 新たな被害想定

本章では、WG 報告書でまとめられた被害想定について、最大クラスの地震に対する被害想定結果を前回評価結果と比較しながら内容を確認する。加えて、今回新たに試算されている防災対策を推進した場合に見込まれる被害低減効果、および時間差をおいて発生する地震の被害想定について紹介する。

(1) 前回評価結果との比較（最大クラスの地震シナリオ）

地震動はモデル検討会で検討された地震動 5 つのケースのうち、「基本ケース」と「陸側ケース」について、津波は全 11 ケースのうち東海・近畿・四国・九州の各地方で大きな被害が想定される 4 つのケースについて、組み合わせて被害想定が検討されている。また、時間帯や風速など発生状況による複数のシナリオも想定されており、被害が最大となる最悪ケースの数値を表 1 にまとめた。

【表 1】南海トラフ巨大地震の被害想定 最悪のケース比較（内閣府⁸⁾ ⁹⁾ ¹⁰⁾ ¹¹⁾ を参考に当社作成）

項目	前回(2012・2013 年)	今回 (2025 年)	差 (今回－前回)
死者数	32.3 万人	29.8 万人	▼2.5 万人 (↓8%)
災害関連死者数	—	5.2 万人	—
全壊・焼失棟数	238.6 万棟	235 万棟	▼3.6 万棟 (↓2%)
停電	2710 万軒	2950 万軒	△240 万軒 (↑9%)
通信不通	930 万回線	1310 万回線	△380 万回線 (↑41%)
都市ガス停止	180 万戸	175 万戸	▼5 万戸 (↓3%)
上水道(断水人口)	3440 万人	3690 万人	△250 万人 (↑7%)
下水道(利用困難)	3210 万人	3570 万人	△360 万人 (↑11%)
道路被害	40000～41000 箇所	42000～43000 箇所	△2000 箇所 (↑5%)
鉄道被害	19000 箇所	19000 箇所	変動なし (±0%)
避難者数	950 万人	1230 万人	△280 万人 (↑29%)
食糧不足 (3 日間)	3200 万食	1990 万食	▼1230 万食 (↓38%)
経済損失	214 兆 2000 億円	270 兆 3000 億円	△56 兆 1000 億円 (↑26%)

死者数は、前回と比べて約 1 割減少した。住宅や公共施設の耐震化や、津波避難タワー整備などの津波対策が進んだことが減少につながったとみられる。但し、津波の浸水想定範囲が増加したことや、高齢化に伴う避難行動の遅れなどが理由で、大幅な減少（基本計画で定める死者数を概ね 8 割減少）には至らなかった。

加えて、今回初めて災害関連死者数が算出された。過去の大規模災害において、避難生活の長期化やストレス、持病の悪化、医療・介護の不足など間接的な要因によって亡くなる人が多数発生することが明らかになったためである。東日本大震災と令和 6 年能登半島地震の実績に基づいて算出されており、最大で 5.2 万人と想定される。また、南海トラフ巨大地震では超広域にわたって被害が発生し、外部からの支援などが困難になる可能性も指摘されていて、災害関連死者数が想定以上となる恐れもある。

物的被害、ライフライン被害等では、全壊・焼失棟数が前回からわずかに減少し 235 万棟となったほか、都市ガス停止戸数や発災後 3 日間の食料不足量などの項目が減少した。これらの項目では、住宅の耐震化やガス供給管路の耐震化、防災備蓄の推進などの対策効果が評価結果に現れている。一方で、停電軒数や通信不通回線数、上下水道の使用困難人口、道路被害箇所数など前回よりも増加した項目も多い。これらの増加の要因には、前章で確認した津波浸水域の増加に伴う被害量の増加や、前回からの外部環境の変化（通信回線の大幅な増加）などが挙げられている。ライフライン被害の増加に伴って、復旧に見込まれる期間も多少の延長が想定されることから、特に企業活動においては、災

害時に継続すべき業務や目標復旧期間を設定している優先業務に必要なリソースが確保されうるかや、中断を許容する業務の期間がライフラインや交通（物流）の回復までに要する期間と見合っているかを見直すきっかけとされたい。

また、今回の被害想定では、電力の項目として、新たに「供給力のピーク電力需要に対する割合の推移」が示されている。これは、東日本大震災で被災した沿岸部の火力発電所が半年経過しても復旧しなかったものが多かったこと、最大出力までの復旧はさらに時間が必要であること、2018年の北海道胆振東部地震では主力発電所の稼働停止による供給力低下と発災後の電力需要とのバランスが取れなくなったことにより大規模な停電が発生したことなどを踏まえ、新たに示されたものと思われる。一例として四国地方が大きく被災するケース（津波ケース④かつ陸側ケース）における想定結果を表2に示す。

【表2】供給力のピーク電力需要に対する割合の推移（出典：内閣府⁸⁾）

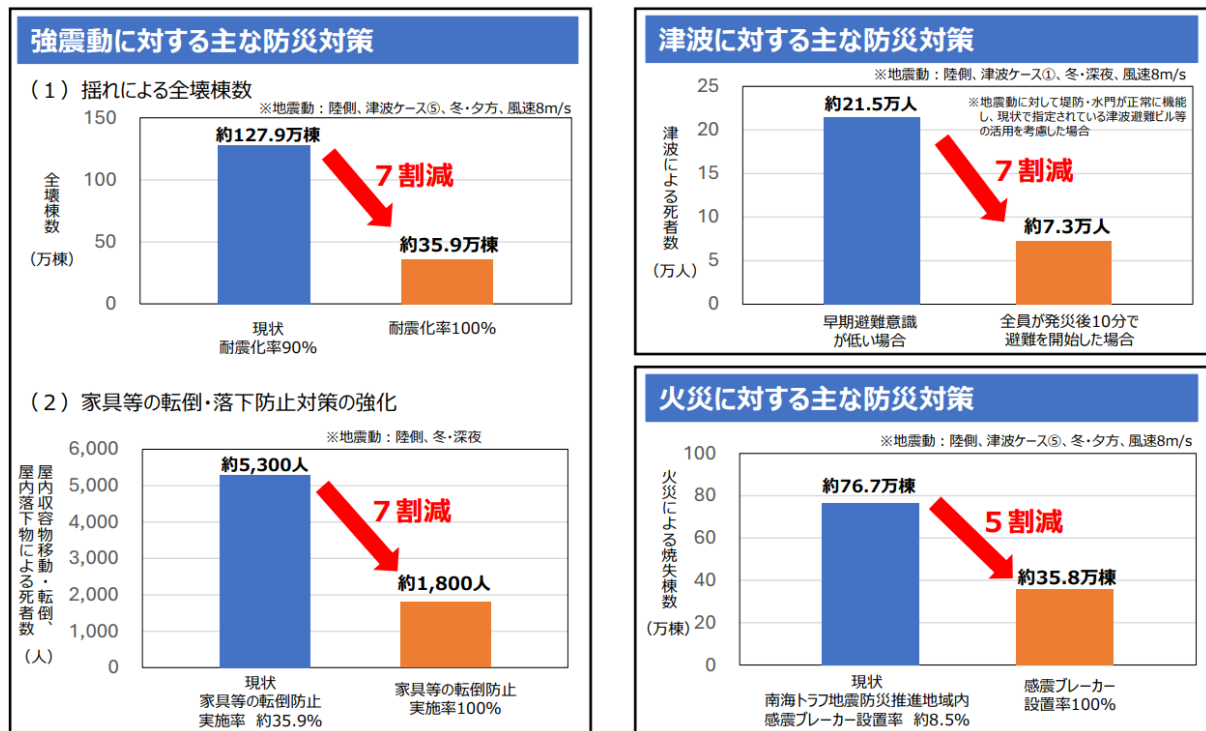
	供給力のピーク電力需要に対する割合					
	被災直後	被災1日後	被災1週間後	被災1か月後	被災3か月後	被災6か月後
①東海(静岡、愛知、三重)	49%	49%	49%	65%	71%	71%
②近畿(和歌山、大阪、兵庫)	37%	38%	39%	79%	92%	92%
③山陽(岡山、広島、山口)	66%	68%	70%	98%	100%	100%
④四国(4県)	20%	20%	20%	33%	38%	72%
⑤九州(大分、宮崎)	63%	64%	65%	83%	89%	89%

本結果では、被災直後から1週間後にかけて、西日本（60Hz）のエリア全体で5割前後の供給力となることが示されており、送電網が被災していないエリアにおいても発災から数日間は需給バランスの不安定さに起因して大規模停電が発生する可能性がある。但し、需給バランス等に起因した停電は、一般送配電事業者間の電力融通により、発災3日後には送電網が健全なエリアを中心に解消されることが見込まれている¹²⁾。また、四国4県の電力供給力は発災3か月後までは停滞する可能性が示されている。こちらも一般送配電事業者間の電力融通によって一定の供給力がカバーされる期待はあるものの、電力需要の回復が供給力を上回ることが見込まれる場合は、節電要請や計画停電等の需要抑制が長期にわたって実施される可能性も考えられる。

（2）防災対策効果に関する試算

前述の被害想定は、あくまでも最大クラスの地震を想定した場合であり、報告書では最大ケースの他に、防災対策を推進した場合に見込まれる被害軽減効果についても試算されている（図7）。

例えば、強震動に対する防災対策として、旧耐震基準の建物の建て替えや耐震補強などが実施され、耐震化率が現状の90%から100%になった場合、全壊棟数は7割も減少できる。また、津波に対する防災対策としては、全員が発災後10分で避難を開始した場合、津波による死者数を7割減少できると試算されている。このような防災対策の実施が、被害を最小限に抑えるための今後のカギになると考えられる。

【図7】防災対策の効果試算（内閣府⁴⁾）

(3) 時間差をにおいて発生する地震の被害想定

今回の被害想定では、南海トラフの震源域において歴史的に東側と西側の震源が時間差をにおいて地震が発生した過去を持つことを踏まえ、新たに「時間差をにおいて発生する地震」の被害想定が示されている。WGでは、この被害想定を示す目的に、以下の2点を掲げている¹³⁾。

- 南海トラフ地震臨時情報^{*1}や、後発地震までの時間を最大限活用して適切な対策・対応をとることによって、新たな被害が軽減できる可能性を示し、防災・減災対策を促すこと。
- 先発地震発生後の活発な地震活動や内陸の浅い地震など、大規模な地震が時間差をにおいて繰り返し発生することで、被害の増加や社会の混乱に繋がる可能性を示し、今後の防災・減災対策の検討に必要な事項を提供すること。

※1…南海トラフ沿いで巨大地震の可能性が一時的に高まった際に発表される情報。「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調査終了」の4段階に区分される。また、「巨大地震注意」は、「M7以上の地震」と「ゆっくりすべり（プレート境界がゆっくりとズレ動く現象）」の2種類に分けられる。

ここでは、具体的な被害量の定量評価結果は省略するが、WGの目的に照らして防災対策による被害軽減効果と時間差をにおいて発生する大規模地震に特有の問題点を紹介する。

まず、被害軽減に寄与する防災対策として、WG資料¹³⁾では建物の耐震化の向上と津波浸水域からの事前避難を例示している。前者の重要性は上述したとおりであるが、後者については津波浸水深30cm到達時間が30分以内の地域の全住民が事前に津波浸水リスクが低い場所（知人宅や親類宅等、または避難所等）へ事前避難をしていた場合の効果として、後発地震による死者数が95%以上減少する可能性に言及されている。このことから、特に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を事前避難に活かす効果は大きいと考えられる。

次に、時間差をにおいて発生する大規模地震に特有の問題点であるが、今回の被害想定では具体的な被害様相がまとめられた資料¹⁴⁾において、先発地震発生後や後発地震発生後における被害拡大要因が

被害項目別に時系列に整理されている。これらの被害拡大要因の共通項には、1 つは複数回の強い地震動によって、建物倒壊やライフライン施設、交通施設の被害が拡大する可能性が言及されている。これは 2016 年に発生した熊本地震においても問題認識された点であり、当時、新耐震基準を満たしていた木造住宅の多くが倒壊した一因として、先発地震によって倒壊には至らなかったものの、躯体の修復を必要とするような損傷が発生した状況下で、後発地震によってそれらの建物が倒壊に至ったと考えられている。しかしながら、複数回の大規模地震に対して耐えうるような設計や施工を行うことは、コスト面で採算がとれにくく、企業としてもハード対策の実施が難しいことから、この問題に対してはソフト面での解決策が挙げられる。具体的には、先発地震で倒壊に至らなかった建物においても、事業継続（建物の継続使用）の可否を判断し、不可の場合には建物倒壊の可能性を視野に入れた避難、二次災害防止を進めることが挙げられる。内閣府では、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」¹⁵⁾ を公表しており、事業者においても発災後には当該指針を活用して建物の安全性を確認することが望まれる。

もう 1 つの共通項として、後発地震の被災地域におけるライフラインや交通の復旧の遅れが挙げられる。これは特に、先発地震と後発地震の時間差が数日から 1 週間程度と短いケースに限られるが、先発地震の被災地復旧に多くの要員や物資が投入されつつある状況下で後発地震が発生することにより、後発地震の被災地への支援が行き届きにくくなり、復旧が滞る状況が想定される。勿論、このようなあらゆる事態に備えて、事業者や個人に万全な事前準備を求めることは難しいが、特に南海トラフ臨時情報が発表された場合には、先発地震への初動対応だけでなく、後発地震の発生を見据えた減災策（事前避難、備蓄品の増強など）を実施するタイミングを逃さないよう留意頂きたい。

4. 企業における防災対応

WG 報告書では、国・地方公共団体・地域・事業者・国民など、あらゆる主体が総力を結集して南海トラフ巨大地震防災対策に臨むことが必要不可欠であるとした上で、具体的に実施すべき対策についても述べている。ここでは、事業者が実施すべき主な対策を WG 報告書から表 3 に抽出した。

【表 3】事業者が具体的に実施すべき対策（内閣府²⁾ より引用）

項目	報告書で述べられている対策
1 顧客、従業員等の生命の安全確保	建築物の耐震化や什器等の固定、不燃化、停電対策、避難環境の整備、避難誘導体制の整備などを実施する。
2 帰宅困難者の混乱回避	一時滞在施設の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客などが滞在可能な環境を整備し、一斉帰宅を抑制する対策を実施する。
3 実効性のある BCP の作成	経営レベルの戦略活動の視点で検討するとともに、定期的に社内教育や訓練を実施・公表することで、実効性を担保する。特にサプライチェーン寸断対策として、国内外の仕入先や生産拠点の複数化、部品の代替性やバックアップライン、輸送手段の確保などについて検討し、検討結果を BCP に反映させることが重要である。
4 地域住民や行政との連携強化	平時から、地域防災を担う主体であることを認識し、地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う主体と連絡・連携体制の強化を図る。また、従業員等の消防団・自主防災組織などへの参加、地区防災計画の策定への参画などにより、地域防災に積極的に貢献する。
5 復旧・復興に向けた対応（資金面の確保）	リスクファイナンスの充実などによる復興資金の確保策の検討をする。
6 適時適切な情報発信	デマや流言が国内外に瞬時に流布することを踏まえ、マスメディア、インターネット、SNS などあらゆる媒体を活用して適時的確な情報発信を行う必要がある。
7 早期の事業承継の検討	過去の災害においては、災害を契機として後継者不足などが顕在化し、廃業に至ったケースもみられた。

8	事業者間の連携強化	シェア率の高い製品を製造している事業者などが1つでも存在し、そこが業務停止に陥ると、国内外の関連事業者の製造を停止させる可能性があることを念頭に置いて連携強化を推進する。
9	防災 DX の推進	被害が甚大で情報・データ等の入力・発信が極めて困難な状況下でも最低限必要な情報の位置付けや、時間経過と被害状況に応じた入力情報の簡素化をあらかじめ検討する。また情報の内容に応じた適切な伝達・入手ルートの検討の推進が必要である。
10	臨時情報（巨大地震警戒）発表時の備え	事前避難対象地域 ^{※2} の事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）発表時、1週間の事前避難を行った上で社会経済活動の継続が求められることから、日頃から事前避難の際に必要な備えを確実に確保しておく必要がある。また、後発地震に伴う地域への二次被害の影響が懸念される場合には、むしろ「事業を停止する」という従来の BCP の考え方に反する判断が迫られる事態も生じうることを考慮した事業継続の検討が必要である。

※2…津波浸水想定区域から避難可能範囲（地震発生後に付近の津波避難場所への避難が可能とされる範囲）を除いた地域。

これらの項目を俯瞰して、特に表中で示す項目番号の1～8については、従来から企業で防災取組を進めてきた方々を見ると、目新しさを感じにくい内容ではあるかもしれないが、今回の被害想定見直しの内容を踏まえて、改めて主な項目について深掘した備えの見直しを行うことは有益である。

例えば、項目1について、建物の耐震化や什器の固定は地震対策の基本的な話ではあるが、企業によっては事業所が地盤の良い丘陵地に立地していることを理由に対策を後回しとしているケースが見られる。今回の被害想定では、地盤構造モデルの見直しにおいて、実際に観測された地震動や常時微動に基づき揺れの伝わりやすさが考慮されていることから、改めて自社のサイトの地震動に変化が無いかを確認し、地震対策の優先度を見直すことも必要であろう。項目2についても、備蓄品の期限管理や保管場所の見直し（発災後に避難した場所から危険な場所へ近づかずにアクセスできる場所であるか）が望まれる。項目3や5、8に関しては、いずれもBCPとの関わりが深い項目である。前章で紹介した被害想定を踏まえて、改めて自社の事業継続や早期復旧・代替策の見通しと社会全体の復旧の見通しを比較してみることや、事業の停滞期間に応じた資金面の検討をお勧めする。

項目6については、特に近年SNSの普及が目覚ましいこともあり、発災後の新たな混乱を発生させる要因となりやすいことに注意されたい。特に最近は生成AIを活用することで、一般的な知能を有する人間と同程度のコメントや精巧に生成された被災画像などを多数流布することも可能となり、誤った被災情報を企業が信用するおそれも出てきている。NPO法人の日本ファクトチェックセンターでは、能登半島地震の際に見られた偽情報の事例を基に、災害時に広がる偽情報を5つの類型（実際と異なる被害投稿、不確かな救助要請、虚偽の寄付募集、根拠のない犯罪情報、その他）として紹介している¹⁶⁾。特に発災直後は、経営者や企業の災害対応担当者も不安定な精神状態において様々な情報の整理、判断が求められることから、一つ一つの情報を冷静に精査している余裕はないと考えられるが、初動対応や復旧戦略検討のフェーズにおいて、外部環境に関する情報も含めて方針決定の判断を下す場面においては、留意したい項目といえる。

項目10の臨時情報（巨大地震警戒）発表時の備えに関しては、前章で南海トラフ震源域で先発地震が発生した場合の留意点を紹介したが、先発地震が発生していない場合であっても臨時情報（巨大地震注意）が発表されるケースがあることにも留意されたい。弊社では、当該臨時情報に対する企業の対応事例とポイントをBCMニュース<2022No.2>「南海トラフ地震臨時情報発出時の企業対応について」¹⁷⁾において解説しており、そちらも適宜参照されたい。

5. まとめ

今回の報告書で示されているように、南海トラフ巨大地震の被害想定は、10年間の防災対策が一定程度効果を上げているものの、なおも超広域かつ甚大な被害を想定せざるを得ない。

そうした中で、国や地方公共団体だけではなく、企業や国民一人ひとりが総力をもって災害に臨むことにより、地震・津波から「命と社会を守る」こと、直接的被害から「助かった命や生活を維持する」こと、「生活や社会経済活動を早期に復旧する」ことの実現が極めて重要であるとされている。²⁾

企業としては4章で述べたように、実効性のあるBCPの作成や事業者間の連携強化など、発災前から主体性をもって対策に取り組む必要がある。

本稿が、南海トラフ巨大地震への防災対策を見直すきっかけとしていただければ幸いである。

MS & AD インターリスク総研(株) リスクマネジメント第一部
上席コンサルタント 篠塚義庸
主任コンサルタント 山下右恭 (気象予報士)

参考文献

- 1) 内閣府 南海トラフ地震防災対策推進基本計画
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_keikaku.pdf
- 2) 内閣府 南海トラフ巨大地震対策について（報告書）（2025年3月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/pdf/nankai_hokoku.pdf
- 3) 内閣府 南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）（2013年5月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130528_houkoku_s1.pdf
- 4) 内閣府 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料（2025年3月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/pdf/nankai_setumei.pdf
- 5) 南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（平成24年8月29日発表） ケース4「四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定 <https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/model/pdf/case4.pdf>
- 6) 内閣府 地震モデル報告書 浸水図（ケース④）（2025年3月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/kento_wg/pdf/shinsui_04.pdf
- 7) 内閣府 地震モデル報告書 図表集（2025年3月） https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/kento_wg/pdf/zuhyo.pdf
- 8) 内閣府 南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について【定量的な被害量】（2025年3月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/pdf/saidai_01.pdf
- 9) 内閣府 南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（2012年8月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku/pdf/20120829_higai.pdf
- 10) 内閣府 南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）～施設等の被害～【定量的な被害量】（2013年3月） https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130318_shiryo2_2.pdf
- 11) 内閣府 南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）～経済的な被害～（2013年3月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130318_shiryo3.pdf
- 12) 内閣府 南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について【被害の様相】（2025年3月）
https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/pdf/saidai_03.pdf
- 13) 内閣府 南海トラフ巨大地震 時間差を置いて発生する地震の被害想定について【定量的な被害量】（2025年3月） https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/pdf/jikansa_01.pdf

- 14) 内閣府 南海トラフ巨大地震 時間差において発生する地震の被害想定について【被害の様相】
(2025 年 3 月) https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/pdf/jikansa_02.pdf
- 15) 内閣府 大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針
https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/kinkyuutenken_shishin/index.html
- 16) 日本ファクトチェックセンター 記事「災害時に広がる偽情報 5 つの類型 地震や津波に関するデマはどう拡散するのか」 <https://www.factcheckcenter.jp/explainer/others/5-types-of-disinformation-about-disaster/>
- 17) MS & AD インターリスク総研 BCM ニュース<2022 No.2> 「南海トラフ地震臨時情報発出時の企業対応について」 <https://rm-navi.com/search/item/1141>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスク管理向上に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

MS&AD インターリスク総研株式会社は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
災害や事故の防止を目的としたサーベイや各種コンサルティングを実施しております。
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS&AD インターリスク総研株式会社 <https://www.irric.co.jp/>

リスクマネジメント第一部

東京都千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8917/FAX:03-5296-8957

<自然災害リスクコンサルティングメニュー>

1. 自社物件の自然災害リスクを網羅的に把握したい
→ハザード情報調査
地震、津波、風水災等のハザード情報（ハザードマップ等）を収集・整理し、報告書にまとめて提供します。
2. ハザードマップでは不明瞭な自社物件の水災リスクを把握したい
→水災対策コンサルティング
河川の氾濫や局地的大雨を想定した水災シミュレーションをベースに、事業継続計画（BCP）の見直しを含む各種アドバイス・サービスを提供します。
3. 不動産証券化をするため、地震PMLを知りたい
→地震リスク評価
資料（建物構造、階数、再調達価格、用途、建築年など）を基に地震発生時の予想最大被害額（PML）を算定し、報告書にまとめて提供します。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2025